

「WTS China Report」は、中国、とりわけ広東省における最近の環境・エネルギー関連の政策動向、トピックについて随時お伝えするものです。本稿では、中国環境保護部より 2018 年 1 月 10 日に公布された「汚染物排出許可管理弁法一試行（排污許可管理办法一試行）」の概要についてご案内致します。

I. 汚染物排出許可管理弁法一試行の概要

2018 年 1 月 10 日に公布され、同日より施行されている「汚染物排出許可管理弁法一試行」の主要な内容は以下のとおりです。

■排出許可証の正本と副本に記載される基本情報（13 条）

- (1) 法人名、登録住所、法定代表あるいは主要責任者、技術責任者、生産経営場所の住所、業種、社会信用代码などの汚染物排出企業の基本情報
- (2) 排出許可証の有効期限、発行機関、発行日、証書番号などの基本情報

■排出許可証の副本に登録される事項（14 条）

- (1) 主要生産設備、製品、生産能力、原材料など
- (2) 汚染物排出のプロセス、汚染防止施設など
- (3) 環境アセスメントの批准意見、重点汚染物排出総量規制指標、汚染物排出権の有償使用および取引記録など

■排出許可証の副本に記載され遵守することが求められる事項（15 条）

- (1) 排出口の位置、数量、汚染物の排出方式、排出される方向など、管理されていない大気汚染物の排出源の位置と数量
- (2) 排出口と管理されていない排出源より排出される汚染物の類型、許可される排出濃度、許可される排出量
- (3) 排出許可証取得後、遵守が求められている環境管理の要求事項
- (4) 法律で規定されているその他の事項

■排出許可証の副本に記載され、企業の申請資料、関連法規・監督の必要性に基づき環境保護部門が要求する事項（18 条）

- (1) 汚染防止設備の稼働と維持、管理されていない汚染物の排出の抑制など
- (2) 自社によるデータ観測、台帳記録、執行報告の内容と頻度
- (3) 汚染物排出企業の情報の社会への公開
- (4) 法律で規定されているその他の事項

■排出許可証の申請時の要求事項（19 条）

汚染物排出企業は、排出許可証の申請の際、自社観測技術ガイドラインに基づき、自社による観測計画を立案しなければならない。自社による観測計画には以下の内容が含まなければならない。

- (1) 観測場所と見取り図、観測指標、観測頻度
- (2) 採用する観測分析方法、サンプル抽出方法
- (3) 観測の質の保証および質の管理に関わる要求基準
- (4) 観測データ記録、整理、文書の保存に関する要求基準等



■排出許可証の申請のための必要資料（26条）

- (1) 排出許可証申請表、主な内容として、汚染物排出企業の基本情報、
- (2) 自社による観測計画
- (3) 汚染物排出企業の法定代表人、あるいは主要責任者による署名あるいは社印押印済みの承諾書
- (4) 汚染物排出口の管理ルールに関する状況説明
- (5) 建設プロジェクトの環境影響評価文書の批准番号、あるいは国家规定に基づき地方政府の関連規定に依拠し処理され、要求基準に適合した関連証明資料
- (6) 排出許可証申請前の時点における情報公開の状況に関する説明資料
- (7) 汚水処理施設の運営会社は、更に汚染水を受け入れている範囲、汚染水の処理を請け負っている企業リスト、管理ネットワーク、最終的な排出場所などに関する資料を提出しなければならない。

■罰則規定（58条）

以下の行為を行った汚染物排出企業に対し、県級以上の人民政府の環境保護主管部門は、「中華人民共和国環境保護法」、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「中華人民共和国水汚染防止法」の規定に基づき、是正あるいは生産の制限、停止を命じ、かつ、10万元以上100万元以下の罰金を科す。状況が深刻な場合、権限をもつ人民政府の批准を通して生産停止、閉鎖を命じる。

- (1) 排出基準を超過した場合、あるいは重点大気汚染物、重点水汚染物の総量制限指標の水汚染物、大気汚染物を超過排出した場合
- (2) こっそりと排ガス、廃液を出すこと、観測データを偽造すること、現場検査を避ける目的で一時的に生産を停止すること、緊急時でないときに応急排出口を通じて排出すること、不正な形で大気汚染防止施設を運用することなどを通して、大気汚染物を排出した場合
- (3) 排水穴、裂けた隙間などを利用して観測データを改ざん・偽造すること、あるいは水汚染防止施設の不正な稼働等を通じて監督を回避することによって水汚染物質を排出した場合

※本弁法の原文については、下記のウェブサイトをご参照ください。

http://www.gov.cn/xinwen/2018-01/17/content_5257422.htm

II. WTS コメント

- (1) 2016年11月に国務院より「汚染物排出管理許可制度に関する実施方案（控制汚染物排放許可制实施方案）」が、同年12月に環境保護部より「汚染物排出管理暫定規定（排污许可证管理暂行规定）」が公布され、汚染物の排出管理制度の改革が進められてきましたが、今回の管理弁法は、これまで出されてきた規定を踏まえた上で、内容はさらに細かくなり、汚染物の排出管理を更に強化するものとなっています。
- (2) 具体的には、排出許可証に記載される内容、排出濃度、排出方法の確定方法の明確化、法的責任の強化などの面での変更がみられ、今後、中国現地に工場をもつ企業は汚染物の排出管理状況により留意して対応していくことが求められそうです。

WTS 中国側責任者： 林 慈生

連絡先：Email: lcs@wts-cn.com Tel: +86-757-8636-0156

略歴：明海大学経済学部卒、同大学経済学研究科にて修士号取得。早稲田大学大学院アジア太平洋研究科における研究、早稲田大学社会システム工学研究所の客員研究員、国際プロジェクト担当、明海大学経済学部非常勤講師等を経て、2011年仏山早稲田科技服務有限公司設立、董事長に就任。JETROの環境エネルギー分野の海外コーディネーター、E-Kansaiの広東省担当のコーディネーター、公益財団法人・地球環境センターの「環境・省エネビジネス展開支援等事業」のプロジェクトマネージャーとして、環境エネルギー分野における日中間の提携・マッチング支援に尽力してきている。中国環境保護部、広東省の各行政レベルの環境保護行政責任者、日本、中国の有力環境企業などと幅広いネットワークをもつ。日本語可。



WTS 日本側責任者： 佐藤 直樹

連絡先：Email: sato@wts-cn.com Tel: 045-550-4767

略歴：慶応義塾大学経済学部卒。同大学大学院政策・メディア研究科および米国ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院/SAIS（専攻：中国研究）にて修士号取得。在インドネシア日本大使館にて専門調査員として経済調査業務、日系大手銀行の香港支店、国際会計事務所の香港および深センオフィスなどにて、中国人会計士・弁護士と連携し中国本土における法人設立、工場清算、組織再編、会計・税務、MA 関連の財務調査などの各種コンサルティング業務に従事。2016 年より佛山早稲田科技服务有限公司に参画、現在、日・中の環境企業間の提携コンサルティング、中国現地の日系大手製造企業向け環境管理コンサルティング業務、JETRO 広州等における環境規制に関する講演などに取り組んでいる。米国計 5 年、中国本土の主要都市（北京、上海、深セン、広州）および香港に計 13 年居住。英語、中国語（北京語）可。

当資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しましては、お客様ご自身でご判断くださいますよう、お願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、弊社はその正確性を保証するものではありません。